

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が、避難費用（移動費等）、精神的損害及び謝礼代等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、別紙の損害項目（平成23年3月11日から同年9月末日までの期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び損害期間についての損害賠償金として、合計40万2029円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者に何らの債権債務のないことを相互に確認する。但し、精神的損害に係る慰謝料については清算条項を設けないこととし、申立人から被申立人に対する今後の賠償請求を妨げないものとする。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月30日

別紙

期間 平成23年3月11日～平成23年9月30日

	損害項目	内訳	金額
1	避難費用	移動費	4,150
		家財等購入費	200,000
		家財道具移動費	6,000
		交通費増加費	31,160
2	精神的損害	特別事情（墓参り、通院分）	10,000
3	帰宅費用		52,990
4	謝礼		37,729
5	その他	携帯電話利用増加分	50,000
6	弁護士費用		10,000
	合計		402,029

（仲介委員長 高木佳子、仲介委員 小島延夫、同 古田啓昌）